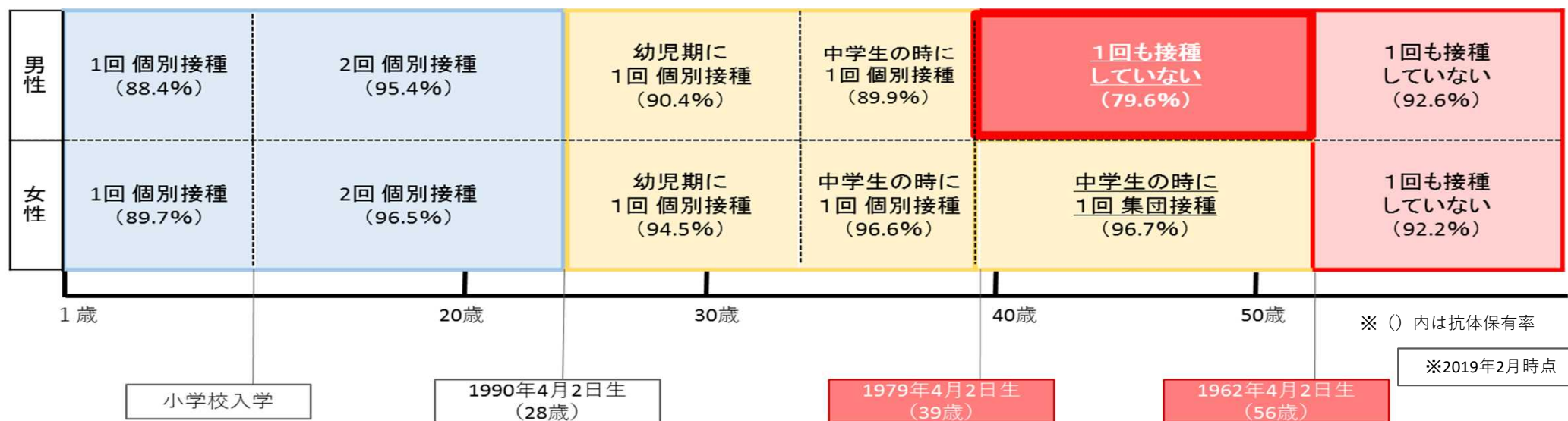


風しんに関する追加的対策

追加的対策のポイント

特に抗体保有率が低い現在39～56歳の男性に対し、

- ① 予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、**全国で原則無料**で定期接種を実施
- ② ワクチンの効率的な活用のため、まずは**抗体検査**を受けていただくこととし、**補正予算等**により、**全国で原則無料**で実施
- ③ **事業所健診の機会に抗体検査**を受けられるようにすることや、**夜間・休日**の抗体検査・予防接種の実施に向け、**体制を整備**



【出典】国立感染症研究所「年齢/年齢群別の風疹抗体保有状況」2013-2017年をもとに算出（10歳以下のみ2017年のデータで計算）

風しんの抗体検査、定期接種の実施の仕組み（イメージ）

抗体検査、定期接種の実施の工夫について

○ 新たに定期接種の対象となる現在39～56歳の男性(1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれ)への抗体検査・予防接種を促進するため、以下の通り、実施方法を最大限工夫することを検討。

- ① 居住する市区町村以外の医療機関においても抗体検査・予防接種を実施（実施パターン①）
- ② 市町村国保加入者（自営業者等）について、特定健診の血液検査の項目に風しん抗体検査を加えて実施（実施パターン②）
- ③ 健康保険等加入者（正規雇用労働者等）について、事業所健診の血液検査の項目に風しん抗体検査を加えて実施（実施パターン③）
- ④ 都道府県、医師会等と協力し、休日・夜間の抗体検査・予防接種の実施

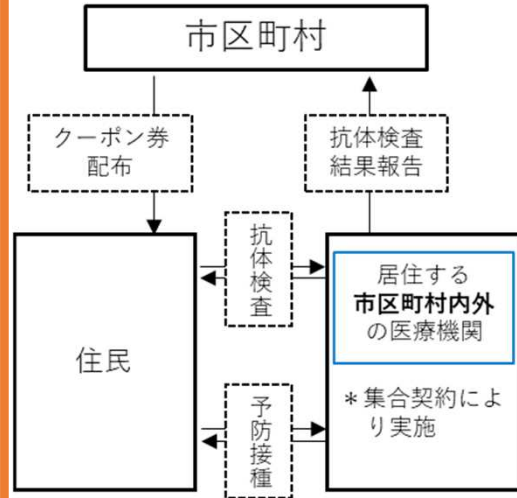
○ 加えて、事業者団体（経団連、商工会議所等）、保険者団体等と連携し、普及啓発を徹底。

集合契約で実施

実施パターン①

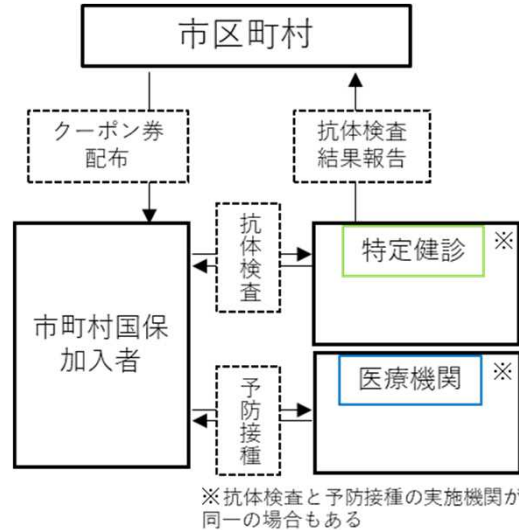
○ 居住する市区町村内外の医療機関（※）において抗体検査・予防接種を実施

※ 集合契約を結んだ医療機関



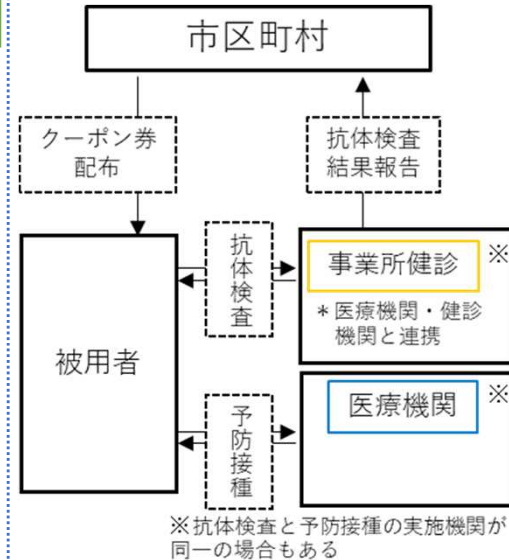
実施パターン②

○ 市町村国保加入者に対しては、特定健診の機会を活用
○ 生活保護受給者（被用者保険に加入している者を除く）に対しては、健康増進法に基づく健診の機会を活用



実施パターン③

○ 被用者に対しては、事業所健診等の機会を活用



集合契約によらず実施

○ 居住する市区町村内の医療機関（※）において抗体検査・予防接種を実施

※ 居住する市区町村と契約を結んだ医療機関であれば実施可能とする方針

